

【育児休業中の在園児の保育所等継続入所について】

保育所等とは・・・保護者及び同居の方が、就労等により家庭内で保育が出来ない場合に利用可能な児童福祉施設です。

※育児休業中は、保護者が育児のために家庭にいるため、「保育を必要とする事由」に該当しません。そのため、在園児は入所解除(退所)となります。

(特例措置)

以下のいずれかに該当する場合は、在園児の継続入所が認められます。

- ① **育児休業対象児の満1歳の誕生日の末日まで** ※短時間認定への変更が必要
 - ★当初から対象児の満1歳の誕生日の末日を超えて育児休業の取得を予定している場合は退所となります。
 - ★対象児が満1歳の誕生日の翌月1日までに保育所等へ入所できず、育児休業を延長する場合も退所となります。ただし、次年度に小学校入学を控えている場合(5歳児クラス)のみ、継続入所が認められます。
- ② **保護者の健康状態や子どもの発達上環境の変化が好ましくない場合**

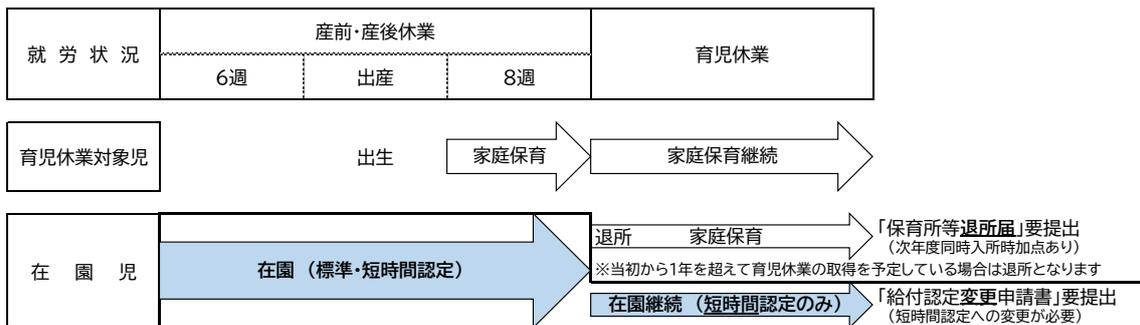
《提出書類》 町公式ホームページからダウンロードできます

- 「施設型給付・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更申請書」
- 育児休業の取得がわかるもの(「就労証明書」や「職場から発行された書類」等)

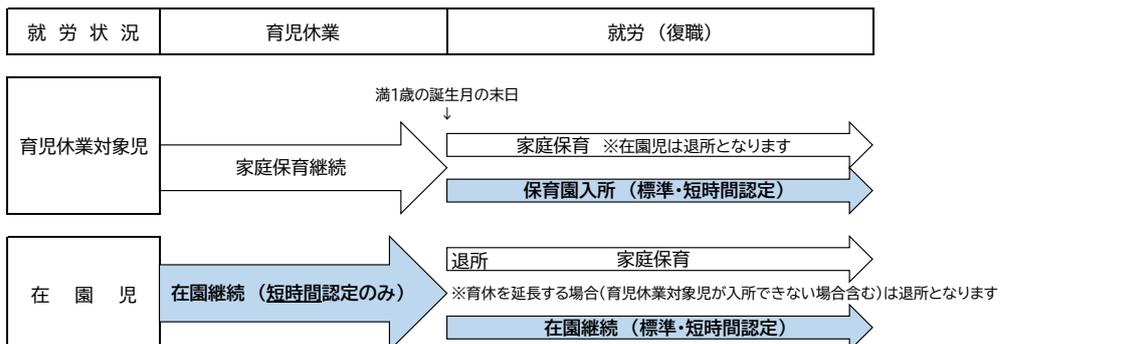
《提出期限》
育児休業を取得されるまで(産後8週間以内)

《提出先》
王寺町役場 子育て支援課 保育・幼稚園係

【初年度】



【次年度】



※産前産後のみ保育所等に通われている場合は、対象外となります。